

甲府市準用河川占用料の新旧対照表

甲府市準用河川占用料徴収条例 別表（第2条関係）

占用の目的及び態様の区分		単位	改正後(R7. 4. 1から)	改正前(R7. 3. 31まで)
物置、倉庫、小屋、橋りょうその他これらに類する工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	130円	120円
道路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの		つき1年	90円	80円
柱類	第1種電柱	1本につき1年	800円	660円
	第2種電柱		1,200円	1,000円
	第3種電柱		1,700円	1,400円
	第1種電話柱		710円	590円
	第2種電話柱		1,100円	950円
	第3種電話柱		1,600円	1,300円
	その他のもの		71円	59円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7円	6円
地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートルにつき1年	4円	4円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	3,800円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円	35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円	53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円	71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円	110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円	140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円	250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430円	350円
	外径が1メートル以上のもの		860円	710円